

第9回公文書管理委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年11月5日(火) 午前10時00分から午前11時25分まで
- 2 開催場所 ウェブ会議(事務局等:兵庫県庁第3号館7階参与員室)
- 3 出席した委員の氏名 中川丈久会長、三上喜美男委員、梅谷順子委員、樋口浩子委員、西片和代委員、申吉浩委員
(樋口浩子委員は、テレビ会議システムによる出席)
- 4 事務局等出席者職氏名 総務部長 有田一成、総務部次長 増澤清嗣、
法務文書課長 立石裕一、副課長 西田哲、
文書管理班長 登里俊之、主査 小林訓明、
副主任 小林篤也
警察本部総務部総務課 課長補佐 廣瀬賢徳

5 議題

令和5年度における公文書等の管理状況

6 議事要旨

事務局から説明の後、質疑、意見交換を行った。

主な意見等は下記7のとおり

7 主な意見等

(1) 警察本部の紛失・誤廃棄事案について

警察本部の紛失・誤廃棄事案は、これまでも発生していたものと認識している。ヒューマンエラー以外の要因として、例えば公文書管理のあり方などを見直す必要はないか。また、「ファイル化する前の公文書を不要文書と見間違える等の要因」との記載があるが、なぜ見間違えるのかを考えないと、電子決裁システムの運用を開始しても解決しないように思われる。

(警察本部)

公文書ファイル管理システムを用いたバーコード管理を徹底するとともに、電子決裁システムの活用を推進するという枠組みは変更する必要はないものと考えている。

「不要文書と見間違える。」といったことや背表紙の未作成などの事例が見受けられるが、公文書管理に対する意識の低さが要因と考えられるため、職員に対する指導を徹底していく。

(2) 病院局の公文書の不適正な取扱事案について

県立西宮病院の事案について、当該事案の内容を把握するため、いくつか事実を確認したい。県立病院ではID・PWの共有自体が本当に禁止されているのか。また、その旨を規定したポリシー(方針・規範・基準)を策定の上、各県立病院に周知されているのか。

(事務局)

ご質問いただいた内容とともに、適切な再発防止策が実施されているか、病院局に確認させていただく。

(3) 電子媒体による公文書ファイルの保存について

資料1の別表2によると、電子媒体で保存された公文書ファイルは全体の6.0%に過ぎない。新しい働き方推進プランにおいて文書管理システムの電子決裁率100%を目指しているとのことだが、電子媒体による保存率も100%を目指していくと考えてよいか。
(事務局)

具体的な数値目標は設定していないが、公文書ファイルの電子媒体による保存を推進していくこととしている。紙媒体で保存している公文書ファイルが保存期間満了後に移管又は廃棄されていくことから、新規の公文書ファイルについて電子媒体による保存を進めていけば、徐々に電子媒体による保存率が向上していくものと考えている。ただし、電子媒体の保存先の整備などが課題と認識している。

なお、既存紙文書の電子化については、費用対効果を考慮すると、テレワークでの当日対応が必須の業務に関する非定型文書・大量文書を対象とするなど限定的な取り組みとせざるを得ないため、それほど費用が発生しないスキャン室や各所属の複合機の活用を各部局に勧めているが、いずれにしても電子化される紙文書は小規模にとどまると想定している。また、県民・事業者等から提出される申請書・届出書などは紙媒体であることが多いが、各部局の負担を考慮すると、電子媒体での変換・保存は容易ではないと考えている。

(4) 本庁舎再編を踏まえた公文書の整理について

本庁舎再編については、県知事選挙終了後に改めて方針が決定されると見込まれるため、今回の委員会では具体的な取組内容を示せないとのことだが、老朽化した1号館及び2号館の取り壊しは避けられず、そこに保管している公文書について抜本的な対応は避けられないものとする。

(事務局)

本庁舎再編についてどのような方針が示されたとしても、いわゆる手持資料の保管スペースはほぼ無いものと考えられるため、可能な限り廃棄を進めていくよう各部局を指導しているところである。また、新たな執務室について現在ほど公文書を保管するスペースは設けられないものとする想定しており、民間の文書保管サービスを含め紙媒体の公文書の保管方法を検討しているところである。

(5) 電子化の推進に対する公文書管理委員会の役割

例えば、県民・事業者等から紙媒体での申請書・届出書の提出が多いことについて、県政改革課やデジタル改革課などが主導して行政手続のオンライン化が進められており推移を見守っているとのことである。公文書に関する全庁的なデジタル化の動きについて公文書管理委員会が果たすべき役割が判然としない。どこまで関与していくべきか一度整理していただきたい。

(事務局)

公文書管理委員会は、公文書管理条例の目的を踏まえ、公文書が適正に管理できているかチェックしていただく役割を担っている。とはいえ、昨今の電子化の動きは公文書と密接に関連しているため、事務局としても問題意識を持って本県の動きを委員会に報告させていただいているところである。そして、公文書の適正管理に直接関連

する場合はご意見を頂きながら、事務局として適切な取組みを推進していきたいと考えている。

いずれにしても、公文書管理委員会が果たすべき役割について整理した上で、次回の委員会で報告させていただく。

8 その他

本日の意見を踏まえ、今後の課題であると整理された事項については、次回の委員会で報告し、議論していくこととした。